資料

仮議題項目九 第五二会期総会 経済社会理事会 国際連合

人権と基本的自由の一層の伸長と奨励委員会活動のプログラムと方法を巡る問題を含む、

行動計画の実施 人権教育のため Ó 国連の一〇年 九九五年から二〇〇四年) のための

人権高等弁務官報告

はじめに

て、一九九五年一月一日から始まる一〇九四年一二月二三日9/脳号決議におい1、総会は、その第四九会期総会の一九 年間を人権教育のための国連の一〇年と 宣言した。 。そして、 事務総長報告の補足

97 資料

施を調整するよう求めた。権センターの協力を得て、行動計画の実権と、行動計画の実 2、行動計画には五つの目的がある。ニ M−E/M/II/ Add. 1. annex)。また一〇年の行動計画を歓迎した(A/49/ロ含まれている人権教育のための国連の -ズを評価し戦略を策定すること、国際

シアチプを活性化させ、支持することにの行動計画は国および地方の活動とイニ を世界的に知らせていくことである。こ 焦点を合わせており、 スメディアの役割の強化、世界人権宣言 人権教育教材を共同で開発すること、マ 教育プログラムを作成し強化すること、社会・地域・国・地方の各レベルで人権 政府・国際組織・

え方の上に成り立っている。 市民社会の多様な層の協力関係という考 非政府組織(NGO)・専門団体・個人・

見解を考慮しながら、行動計画を補足す 弁務官に対し、各国政府から提出された るための提案を、第五二会期総会に、 る意味で、人権髙等弁務官に対しコメン た。また各国政府は、行動計画を補足す を設置することを考慮するよう要請し にむけた人権教育国内計画を開発・実施 中心的組織を設立し、具体的な取り組み 与し、とりわけ、人権教育の国レベルの 等弁務官の責任であることを想起し、行 トを送るよう促された。委員会は、髙等 動計画がすでに述べていたように、すべ 行動計画の実施を調整することが人権高 し、人権教育資料・情報・研修センター マスコミと協力して行動計画の実施に寄 ての政府に対して、非政府組織・教育者・ 育および広報プログラムを調整し、 いて、 の一九九五年三月三日199/47号決議にお 人権委員会は、その第五一会期総会 人権の分野の、関連する国連の教 また

> 期に「一〇年」のための世界準備会議を 開催するよう求めた。 められた予備報告書を準備し、適切な時 協力しながら人権教育に関する調査を実 人権センターの援助を得て、ユネスコと 4、さらに、委員会は髙等弁務官に対し、 なるべく早い時期に行動計画に定

非定型的教育への関与を強化し、行動計 画の実施にあたって、国連人権センター ○年に寄与するよう促し、非政府組織お と協力するよう要請した。 よびその他の社会正義のためのグルー び国連のプログラム、特に国連児童基金 的な責任の履行に重点を置くよう求め、 るよう求め、人権監視団体に対しては、 所の中に設置することの可能性を考慮す れる任意の基金を、人権髙等弁務官事務 に対しては、 (ユニセフ)、に対しては、人権教育の一 加盟国による人権教育推進のための国際 に重点を置きながら行動計画実施に使わ 非政府組織による人権教育活動への支援 5、さらに、委員会は、事務総長に対し、 特にユネスコやILO、 人権における定型的および およ プ

> 号決議を採択した。 意を払い一九九五年一二月二二日50/17 官の報告(A/50/88)を評価しつつ注 一〇年行動計画の実施に関する髙等弁務 会の要請にしたがって提出されている。 総会は、その第五〇会期総会におい 本報告書は99/47号決議にある委員 49/18号決議を想起し、 人権教育の

策定し実施するよう求められた。 体的な取り組みにむけた国内行動計画を うなセンターがすでに存在しているとこ よび研修センターを確立し、またそのよ 8 ろでは、その強化に取り組むよう要請し 国レベルの中心的組織と人権教育資料お 計画に貢献し、特に各国の状況に応じて、 また各国政府は人権教育のための具 総会は、すべての政府に対し、行動

ILO)、その他の適切な政府間組織と協 プログラム(特にユネスコ・ユニセフ・ 既存の監視団体・国連の専門機関および また総会は、 動計画の実施を調整し、その中に列挙さ れている課題を実施するよう要請した。 総会は、国連高等弁務官に対し、 国連人権センターに対し、 行

髙等弁務官/国連人権センタ

政府の一番高いレベルからのリーダー た。この手紙の中で高等弁務官は、今日 ため、 国内委員会の設置への支援を求めた。そ ップが必要である、との信念を述べてい う、そしてこの目的を達成するためには、 う形で何倍もの報いが得られるであろ より強固で、 て手紙を書き、一〇年行動計画を送付し オブザー 13、高等弁務官は、政府の一番高い 員会決議卿/47号への注意を喚起し、 提供されることを求めた。またすべての 到達するために必要な知的・物的資源が して達成可能な目標が設定され、それに の国レベルの中心的組織として人権教育 る。また髙等弁務官は、「一〇年」の活動 人権教育に投資をすれば、将来における、 ルでの「一○年」に対する支援を集める 動計画を補足するためにコメントを求め 行動計画を知らせ支援を求めること 一九九五年一〇月に加盟国および バー国の国家元首や首脳に宛て 繁栄する、 総会決議49/18号と人権委 平和な社会とい ν シ

> 実施し、 された。 ター ø 組みにむけた人権教育国内計画を開発 各国の状況に応じて、人権教育の国レベ 対する委員会の具体的な要請、 ルの中心的組織を確立し、具体的な取り る口上書が送られた。さらに各国政府に 委員会の具体的な要請に注意が喚起 を設置することを考慮するようにと 人権教育資料・情報・研修セン とりわい

14、また、 約関連機関・国連大学・その他の組織に 対し、行動計画を送付し、各組織・機関 追及するよう奨励した。 力のための強固な基盤を確立することを が計画の目標を達成するのに寄与し、 とプログラム・地域政府間組織・人権条 高等弁務官は、国連専門機関

ユネスコとの協力

五年一〇月に、髙等弁務官とユネスコ事 強調している。この点に関して、 務局長の間で覚書が調印された。 ことで、 ける経験と、 髙等弁務官は、人権教育の分野に ユネスコとの活動の調整を特に 進行中の活動があるという この覚 一九九

力して、 可能性を考慮するよう求めた。 国連人権センターによって管理される、 非政府組織による人権教育支援に備え、 力するよう要請した。 髙等弁務官および国連人権センターと協 与を強化し、行動計画の実施にあたって、 権における定型的・非定型的教育への関 教育者・宗教団体・マスコミに対し、 正義のためのグループ・人権の擁護者・ して高等弁務官と協力するよう求めた。 行動計画の実施に貢献し、 人権教育のための任意の基金を設立する さらに、総会は、非政府組織・社会 最後に、総会は、事務総長に対し、 それぞれの権限のある分野で、 この課題に関

国連人権教育の一〇年行動 計画の実施

動に関して新しい情報を提供すること 50/88)を補足する。 から一九九六年二月までに実施された活 総会に対する高等弁務官報告(A/ この章では、特に一九九五年一〇月

協力するだろう。 開催することになっている、 は、一九九六年三月に第二回年次会合を について詳細に話し合った。髙等弁務官 〇年」の枠組みの中で行われる共同活動 がジュネーブで髙等弁務官および人権セ てたものである。2月にはユネスコ代表 所所長との年次会合に弁務官代理が出席 活動が行われた。一九九六年一月にパリ 16、この枠組みの中ですでにいくつかの のユネスコ本部で開催された、 した。この会合は「一〇年」に焦点を当 ・人権・民主主義教育諮問委員会とも のメンバーと会い、 とりわけ「一 ユネスコ平 人権研究

具体的な支援

行を支援できるよう、 人権センターは、 行動計画でうたわれている活動の実 人権分野技術支援任意 高等弁務官/国連

> る。 以下を通じて達成されることになってい させるという、この計画の主要な目標は、 資金援助を得るための二ヵ年計画を作っ 基金に対する各国政府の拠出という形で 人権教育のための各国の能力を向上

収集し普及させる。 権教育プログラムと教材に関する情報を a)国際社会・地域・国レベルの既存の人

的人権教育教材の開発と普及

る。 18、この計画は、とりわけ以下を支援す人権の基準と機構に関する意識を高める例マスコミを通じて、広く人びとの間で () 人権教育のための方法論の開発と普及

利用することができる。 タベースを通じてプロジェクト受入国が の既存の翻訳について。この情報はデー 国レベルの既存の人権教育プログラムと 教材について、もう一つは世界人権宣言 を実施すること。 (4)行動計画でうたわれている二つの調査 一つは国際社会・地域・

の人権教育関係出版物とともに、中心と 6)各国において国連人権センター の既存

> 者のための教材を準備する。 ハンドブックと、初等教育前の教育ない専門家むけの人権研修マニュア なるテーマを伴っ 初等教育前の教育関係 た、あるいは伴って ル Ф

のガイドラインの準備 (c)人権教育国内計画の開発と実施、 び人権教育の方法論に関する出版のため およ

19 ちに構成される。 って構成される運営委員会が短期間のう であるユネスコとともに詳細に討議され 調するため、一九九六年二月、協力機関 この点に関して、両組織の代表によ この計画は、その実施にあたって協

議に資金援助をすることを決めた。 る教育理論・実践の意味に関する国際協 タリカ政府が組織する、人権教育に対す すでに述べたように、一九九六年にコス 20、髙等弁務官は、その総会への報告で

ている。 予備調査は、国連事務局(国連人権セン 版・絵・視聴覚・その他の形態で表現し 人権センターには一六〇の言語の翻訳 ターと広報局)においてすでに実施され 21、世界人権宣言の既存の翻訳に関する この始めての調査の結果、 国連

世界中にあるその情報センターおよびサ 普及を実施する際の一層の協議の基礎と なるものである。このプロジェクトの実 たものが集った。これは、行動計画の構 つまり世界人権宣言の世界的 センターは広報局と、 歓迎する。 議を奨励する。そして「一〇年」の目的 髙等弁務官の努力を支援するようなネッ を追及し、また人権教育の分野における Peace などがある。高等弁務官はこの協 ワークが市民社会に確立されることを

施にあたっては、

成要素8、

ービスと密接に協力している。

さらに、

国連人権センターは、

٧J 7

ている。 れを政府および非政府組織にさらに広め関係の出版物の数を増加させ、およびそ 6 に記載されている。 協力活動も強化した。これは別の報告書 もある。また人権の推進のための専門的 最後に、国連人権センターは、人権 これらの出版物の最新のリスト E/CN·4

支援を積極的に求め、また協議を持ち始 つかの世界的NGO・センター・団体の

В 国家

イラク、イタリア、ジャマイカ、キプロス、デンマーク、ローマ数 チャド、チリ、クロアチア、キューバ、 チン、ブラジ 24、上記の髙等弁務官からの手紙に対し、 いくつかの国(アルジェリア、アルゼン 「一〇年」に対する一般的見解 リヒテンシュタイン、 ル、カンボジア、 ローマ教皇庁、 マルタ、 カナダ、 ヨルダ モー

> グアイ、 の他いくつかの国(モナコ、マルタ、 国(チャド、 た国、国際的な協力の必要性を表明した 手できる)。行動計画実施上の困難を述べ の通信の写しは国連人権センターから入 る施策について情報を提供した(これら 邦共和国)の国家元首•首脳が「一〇年」 リシャス、モナコ、モロッコ、ノルウェ 髙等弁務官/国連人権センターに対し、 ウェーデン、 動計画の実施に向けてすでに取られてい に対する支持を表明し、各国において行 トルコ、ウクライナ、ユーゴスラビア連 南アフリカ、スーダン、スウェー 人権教育教材を提供するよう求め ペルー、 ペルー、スーダン)もある。 ウクライナ)の当局者は、 ヨルダン、モロッコ、 パラグアイ、ルーマニア、 デン、 パラ そ ス

すべての政府に対し、各国の状況に応じ 25、一九九五年に、人権委員会と総会は、 国レベルの中心的組織および人権教育 の設立

101 資料

Institute,

World Association

for the School as an Instrument of

and Justice in Latin America, the Open land Helsink Commitee, Service Peace Service for Human Rights, the Nether-

Watch Film Festival, the International

cation International, Human Rights

Arab Institute for Human Rights, Edu

ネスティ・インターナショナル、the

際的な人権教育プログラムを実施してい

接触した組織・機関としては、アム

または地域やテーマに焦点を当てて、国 ワークを通じて、具体的な的をしぼって、 めた。これらの団体は各国支部のネット

人権教育の国レベルの中心的組織と

人権教育資料・情報・研修センター

されるかもしれない。
されるかもしれない。
されるかもしれない。
と知らない、特別に作られた委員会によって構成な拠点国レベルの中心的組織・民間・教育する政府機関・非政府組織・民間・教育する政府機関・非政府組織・民間・教育な拠点国レベルの中心的組織とは、関係な拠点国レベルの中心的組織とは、関係な拠点国レベルの中心的組織とは、関係な拠点を対象がある。このようとれるかもしれない。

いる地域的・国際的な団体と協調すること、「一〇年」の目標の実施に関わってこと、「一〇年」の目標の実施に関わってこと、「一〇年」の目標の実施に関わってこと、「一〇年」の目標の実施に関わってこと、「一〇年」の目標の大変を発めることであるべきだ。また、資金を集めることであるべきだ。また、資金を集めることであるべきだ。また、資金を集めることであるべきだ。また、資金を集めること、国際的・地域的なインプット(投ること、国際の・地域的なインプット(投ること、「一〇年」の目標の実施に関わってこと、「一〇年」の目標の実施に関わっている地域的・国際的な団体と協調すること、「一〇年」の目標の実施に関わっている地域的・国際的な団体と協調すること、「一〇年」の目標の実施に関わっている地域的・国際的な団体と協調すること、「一〇年」の目標の実施に関わっている地域の任務は、国内の上には、国内の上に関いる。

る。状況を報告することも担当すべきであま、「一○年」の目的の達成に向けた進捗と、人権高等弁務官に対し、ニーズ・提と

ョップ・ ラフ参照) 励されている。 のようなセンターがすでに存在している はそのようなセンターを確立し、またそ 密接に協力して活動すべきである。 る国内人権資料・情報・研修センターと ところでは、 備・収集・翻訳・普及、会議・ワー 国レベル 講座の組織などを行う能力のあ 研修、 その強化に取り組むよう奨 の中心的組織は、 (行動計画 人権に関する資料の進 60-61パラグ 各国 クシ

設置された。 下の国レベルの中心的組織とセンターが28、一九九六年二月の終わりまでに、以

のもとにおかれた人権推進監督所。これいアルゼンチン:内務省の社会人権次官とングーによって構成されている。 せンター)。これは公的機関と民間団体のはアルジェリア:人権監視機関(拠点と

はすでに社会の各層において関連する活

動を行ってきた。

員会(センター)

される国内委員会 ()教皇庁:いくつかの機関の代表で構成

金は、 した。「一〇年」の行動計画実施にあたっ ーバは、人権教育のための政策を策定す ラグアイ、 ような組織の設立が間近であると伝えて 性を強調した。髙等弁務官に対し、その ベルで拠点を確立し、そこに対して知的29、ユーゴスラビア連邦共和国は、国レ 心的組織は政府の中にあるべきだと表明 る責任は政府にあるので、国レベルの中 きた国もある(キプロス、ヨルダン、 および物的な資源を提供することの重要 割を果たしている。この委員会の活動資 れ、ノルウェーの国連協会が事務局の役諮問委員会の下の作業部会として組織さ 民間組織から参加しており、外務省人権 成された。そのメンバー e) ノルウェー 政府と市民社会の協力の重要性を指 ノルウェー政府が出している。 ルーマニア、スーダン)。キュ :人権教育国内委員会が結 は政府と多様 パ な

育に対する国家の積極的な貢献であると育に対する障害をなくすことも、人権教るのだから、そのような組織や団体の設はいて重要な役割を果たしており、しば社会の諸団体は人権教育と研修の分野にはのだから、そのような組織や団体の設めがから、そのような組織や団体の設めがから、そのような組織や団体の設めがから、そのような組織や団体の設めがあると、では、非政府組織と市民に関した国もある(ブラジル、ジャマイカ、

る活動
「一○年」の枠組みの中で行われてい

う事実を強調した。

は以下の通りである。 活動について知らせた。この情報の要約れている、または人権教育に関連のあるれている、または人権教育に関連のあるの対し、「一○年」の枠組みの中で実施さ

> (c) ル ー

マニアは、その教育法の中に(第

四条)、教育の究極的な目的として、

基本

人権と自由の尊重を育むことをもりこ

る。の取り組みには、主に二つのタイプがある、初等・中等学校。この分野での政府

んだ。

的

む。に、重要な要素として、人権教育を組込に、重要な要素として、人権教育を組込い。

のようなものがある。し、教師の研修。これらの活動には以下し、教師の研修。これらの活動には以下

ている。 (()チリは、「チリの基礎教育の基本的な目標と最低限の必修内容」を採択した。これは学校の教育課程に導入されることになっれは学校の教育課程編成のための教育政標と最低限の必修内容」を採択した。このチリは、「チリの基礎教育の基本的な目のチリは、「チリの基礎教育の基本的な目のチリは、「チリの基礎教育の基本的な目の

入した。
の中に民主主義や人権といった題目を導の中に民主主義や人権といった題目を導規則・およびその他関連する法規に、基規則・およびその他関連する法規に、基

を準備した。 を準備した。 を準備した。 を準備した。 がのいGOと協力して、学校の中で広範なのNGOと協力して、学校の中で広範なのマルタの教育省社会科学部門は、国内

> で活動している。 また現職の教師を対象にした人権・寛 でいる。ある国内NGOと密接に協力し でいる。ある国内NGOと密接に協力し でいる。ある国内NGOと密接に協力し でいる。ある国内NGOと密接に協力し でいる。ある国内NGOと密接に協力し でいる。ある国内NGOと密接に協力し で活動している。

るワー こんだ計画を、 人権教育を導入するための合意書に調印 を含めて、 対する支援・生徒の参考資料の準備など 行教科書の調査、研修教材・学校職員に 示されているかを明らかにするための現 設立すること、教育課程編成者が出席す 表および人権の分野の専門家)委員会を8ヨルダンは、人権の専門家(教育省代 準についての研修を行うことなどをもり 成者などの学校関係者を対象に人権の基 教師および教科書の著者や教育課程の編 修および教育のための教材を作ること、 し、とりわけ教師と生徒のための人権研 (f)モロッコの人権省と教育省は、 クショップ、どのように人権が提 学校教育の中に人権の言葉と 髙等弁務官に提示した。 学校に

103 資料

めまた。 らせた。 ・高等弁務官に知

を明記した。 む新しい中等教育課程が導入されたこと 民教育」と「家族教育」のコース)を含

(i)トルコでは、「公民と人権教育」および(i)トルコでは、「公民と人権教育の講座とセミナーが組織され、人権教育の講座とセミナーが組織され、人権教育の講座とセミナーが組織され、人権教育の講座ととを表示している。

むことを考慮している。()チャドは、学校教育課程に人権を組込

備する新しい教育改革を採択した。を組み込んだ、新しい学校教育課程を進る、「民主主義のための教育」という教科る、「民主主義のための教育」という教科のパラグアイは、人間の尊厳に対する敬いパラグアイは、人間の尊厳に対する敬い

32、大学教育上げられていると報告した。上げられていると報告した。エーの学校の教育課程の中ですでに取りましの学校の教育課程の中ですでに取り組にノルウェーは、人権の原則と国連の組にノルウェーは、人権の原則と国連の組

マルーは、人権が国内のいくつかの法学部で一つの教科となっており、そのうちの一つでは、学校で教師が使う研修教ちの一つでは、学校で教師が使う研修教ちの一つでは、学校で教師が使う研修教がと人権に関する手引を詳しいものにしないるとを指摘した。トルコは、人権が国内のいくつかの法

3、司法および軍隊関係者

34、一般の人びと

33、一般の人びと

33、一般の人びと

せることを目的とする活動が、いくつか一般の人びとの間で人権意識を向上さ

提案した。 世に積極的な個人や団体に対して、大統進に積極的な個人や団体に対して、大統進に積極的な個人や団体に対して、大統領から、一〇月一〇日に授与されるもの領から、一〇月一〇日に授与されるものにある。たとえば、ブラジル大統領実施された。

ャチブ35、全国レベルの総合的人権教育イニシ

ある。
をの総合性のゆえに、特に注目すべきでその総合性のゆえに、特に注目すべきでいよる三つの人権教育イニシャチブは、アルゼンチン、イタリア、ウクライナ

ウィーン宣言および行動計画・世界人権のアルゼンチンは、一九九五年に人権教() 上記パラグラフ28参照) は、国心組織() 上記パラグラフ28参照) は、国体組織() 上記パラグラフ28参照) は、国体組織と協力しながら、意義ある一連の府組織と協力しながら、意義ある一連の府組織と協力しながら、意義ある一連の府組織と協力しながら、意義ある一連の所組織と協力しながら、意義ある一連の方とを目指した、教師向けの研修講座。ことを目指した、教師向けの研修講座。ことを目指した、教師向けの研修講座。ことを目指した、教師向けの研修講座。ことを目指した、教師向けの研修講座。ことを目指した、教師向けの研修講座。

(「事実と権利」)の制作。
(「事実と権利」)の制作。
(「事実と権利」)の制作。

活発な政府・非政府機関の現在の活動が活発な政府・非政府機関の現在の活動が活発な政府・非政府機関の現在の活動が高等教育での人権教育(具体的なアンケ高等教育での人権教育(具体的なアンケートを使って集められた)、専門家(警事・形務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判事・法律家・教察・刑務所職員・治安判する。この分野では、全国科学者協会とイタいての情報が含まれている。この分野では、大学教育を表す。

関に配付される。 れている。この調査はまもなく出版され ることになっており、 たさらに進んだプログラムを開発するた 府・非政府機関で、 動計画などいくつかの国連文書を含む) 書(世界人権宣言や人権教育の一〇年行 イタリア政府に宛てて提出され 一覧表が、調査の付属書類として添えら めの資料を提供することができるものの の一覧表と、 イタリア語に翻訳された人権教育関係文 再検討され、 改善に向けた詳しい提案が 人権教育を扱っている政 連絡可能であり、 全国、 特に教育機 た。 また ま

よう求めた。館)に人権関係出版物を提供してくれる館)に人権関係出版物を提供してくれるつかの機関(省庁、高等教育機関、図書情報に簡単にアクセスできるよう、いく

C 国連組織および専門機関

36、高等弁務官は、総会への報告の中で、以下の国連組織および機関が考えている「一○年」への貢献について報告した。「一○年」への貢献について報告した。「一○年」への貢献について報告した。「一○年」への貢献について報告した。「一○年」への貢献について報告した。「一○年」への貢献について報告した。「一○年」への貢献について報告した。

人権の推進のための地域行動綱領と北京もしれないと明記した。これは、女性のグラムは人権教育とは関連していないが、この委員会が後援して、移行期にあが、この委員会が後援して、移行期にあが、中央と東ヨーロッパ経済委員会は、「一〇年」37、ヨーロッパ経済委員会は、「一〇年」1、ヨーロッパ経済委員会

刑務所職員等の専門家にも働きかけてき

一九九五年一二月に開催されたセミ

制度に関する情報を提供するパンフレッ

およびヨーロッパ評議会の人権擁護

トなども作成した。また啓発部は警察や

国内NGOの役割と機能に関する手引

くつかの言語に翻訳されてきた。この他、 に立ち上がろう』を制作した。これは にした人権教育ビデオ『今、人権のため 部は、一三歳から一八歳の年齢層を対象 まざまな材料を配付してきた。また啓発

行動綱領の実施を監視・推進・支援する 力が見込める可能性もある。 ためである。この活動の枠組みの中で協

済委員会 ラテンアメリカ・カリブ海諸国経

対して、 機関の共同研究を考えている。 利とその実現を分析するような、二つの CLACは、 LACの職員を講師として提供するな 報告した。とくに過去三年間ECLAC 委員会(ECLAC)は、高等弁務官に いくつかの目標のために活動していると 人権に関する学際的な講座で、EC 米州人権研究所と協力してきた。E ラテンアメリカ・カリブ海諸国経済 ECLACはすでに行動計画の 経済的・社会的・文化的権

界人権宣言の世界的周知への支援であろ の地域の国連情報サービスを通した、 「一〇年」へのもう一つの貢献は、 世こ

国連環境計画

るものではないことを確認した。 回答の中で、国連環境計画(UNE UNEPが直接人権教育に関わ しかし

> ながら、一九九六年から一九九七年の二 になるだろう。 教育キャンペーンの教材は、なるべく早 に、環境に優しい行動を育むことである。 環境問題についての理解を高めるととも ープ・家族などの中で環境市民性を育て、 初等学校の子ども・NGO・消費者グル 年間のUNEPの目標の一つは、とくに い時期に、高等弁務官が利用できるよう 「一〇年」の活動への貢献として、この

務所は、難民法と難民の人権に関する知 41、国連難民高等弁務官(UNHCR)事 4、国連難民高等弁務官事務所

高等弁務官と共有する用意があることを 識の向上、およびそれらのより効果的な とに積極的な姿勢を示した。 プログラムについての調査をしていくこ 務官と協力して、 表明した。特に、 実現を目的とする教育と研修の経験を、 既存の人権教育教材と UNHCRは、高等弁

総会で採択した結語によってさらに強め ログラム執行委員会が、その第四六会期 42、この協力の必要性は、 これは「UNHCRに対し、 高等弁務官プ

> 教育へのアクセスを確保することを支援 和と人権のための教育の要素をプログラ の組織と協力して、受入れ国政府が、平 するよう奨励する」としている。 ムの中に導入することを含めて、 難民の

国際労働機関

起した。 中で、 び現在イタリアのテュリンの研修センタ 基本的労働権に関する研修の経験、 ーで進められている研修プログラムを想 国際労働機関(ILO)は、 さまざまな国際労働条約・勧告 回答の およ

会で、 う指示した。 野の活動を、特に議員・不服審査官など 約に関する広報を拡大すべきであると決 のグループに関して、改善し、拡大し、 一般的にマスコミとの接触を拡大するよ さらに、一九九五年一一月の会期総 国際労働基準局に対して、 ILO理事会は、基本的な人権条 この分

状態にあることを明言した。 ために、すぐに高等弁務官と協力できる ⅠLOは、「一○年」の目標の達成の

た資料を考慮した。 作業部会では人権研修に焦点を当て 政府間組織・NGOが集った。この 人権と警察に関わる各国代表

47 3 権教育参考文献目録が含まれている。 よび過去一○年間に開発された有効な人 の現行プログラムとニーズのまとめ、 人権教育(主に初等・中等学校における) した。ここには、 年に用意した、二つの書類の写しを送付 教育・文化・スポーツ理事会が一九九四 国際赤十字委員会 ーロッパ評議会は、人権理事会と 中央・東ヨーロッパの お

を高めるために、人権ポスター・人権ポ

ってきた。特に、

人びとの間で人権意識

スターをもとにしたグリーティングカー

・葉書・Tシャツ・カレンダーなどさ

〇年」に関連のあるさまざまな活動を行 略が形成されつつある間も、啓発部は「一 を評価し、 的として、

戦略を作り上げつつある。 人権意識向上のためのニーズ 中で活動プログラムを確立することを目 わけその啓発部は、「一〇年」の枠組みの

他の団体

3

ロッパ評議会

Э |

ロッパ評議会の人権理事会とり

行している。 と赤新月社の支援を受けてその職務を遂 は、その地域代表を通じ、 するという任務を与えている。ICRC ICRCに対して、この取り組みに参加 あるという事実を強調した。国際社会は、 な責任があることを再認識させる必要が 人道法を教え周知する国際法上の具体的 家が、軍人および非軍人に対して、国際 48、国際赤十字委員会(ICRC)は、 「一〇年」の枠組みの中で、すべての国 この枠組みの中で、 各国赤十字社 国際赤

> た。これらの教材はさまざまな地域にあ な教材を制作し、 わせたものになっている。 十字社は、漫画・ビデオ・本などの広汎 ICRCは、軍人に対する国際的 また制作に貢献してき

啓発キャンペーンが、特に南アフリカ どでマスコミを通じて行われた。 スタン・ハイチ・ソマリア・ブルンジな エルサルバドル・フィリピン・アフガニ 等・中等学校・政治家・一般の人向けの ットワークの形成を推進してきた。 教官や士官に対する直接研修を通じたネ 研修会、および研修に責任のある各国の 初

ΙÍ 行動計画を補足する提案

提出するよう求めた。 足するための提案を、第五二会期総会に れた意見を考慮しながら、行動計画を補 高等弁務官に対し、各国政府から提案さ 50、人権委員会は、198/47号決議の中で、

に関して、すべての人権は普遍的であり、 するための提言を行った。そしてこの点 キューバ外務省は、行動計画を補足

個人は相互依存的で関連し合っているこ

えるべきだと提案した。 とを確認した、ウィーン宣言および行動とを確認した、ウィーン宣言および行動計画に言及した。この観点から、キューバベきだと強調した。たとえば、キューバベきだと強調した。たとえば、キューバベきだと強調した。たとえば、キューバベきだと強調した。たとえば、キューバが修教材の作成にあたっては、経済・社会・文化的な権利を特に扱った教材を考えるべきだと提案した。

挿入するべきだと指摘した。 短線と人権教育研修・情報・資料セン的組織と人権教育研修・情報・資料セン的組織と人権教育研修・情報・資料センの組織体制)の中に、人権委員のと実施の組織体制)の中に、人権委員の状況に合わせて」という文言を が、さらにキューバは、国レベルの中心

ていくのを支援するための活動を継続し中に人権の基準・概念・方法論を統合し発関係職員が、その職務の計画・実施のーは、平和維持軍兵士・国際公務員・開3、さらにキューバは、「国連人権センタ

い。 他代する」と述べている行動計画49パラ 産に関して、キューバ政府は、平和維持 活動と人権活動の間に明確な区別を維持 を強調した。外務省は、平和 維持軍がその機能を果たす時に守らなければならない人権に関わるものを除いて は、人権は、国連憲章第Ⅲ章に基づいて は、人権は、国連憲章第Ⅲ章に基づいて がことを繰り返す価値があると主張し がことを繰り返す価値があると主張した。従って、そのメンバーに対する人権 をいことを繰り返す価値があると主張し がことを繰り返す価値があると主張し がことを繰り返す価値があると主張し

54、最後にキューバは、行動計画が、非はこの点について明確でなければならないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した総会決議9/ととないことを確認した。外務省は、国いことに懸念を表明した。外務省は、国いことに懸念を表明した。外務省は、国いことに表示を表示といる。